

参考様式

長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書

補助間接事業者と長野県産ペレットの販売事業者（以下「販売事業者」という。）は、長野県木質バイオマス循環利用普及促進事業（以下「事業」という。）実施要領（令和3年3月31日付け2信木利第129号長野県林務部長通知）第5第2項第2号の規定により、長野県産ペレットの燃料供給に係る協定を次のとおり締結する。

- 1 この協定の協定期間は、令和 年 月 日から3年間とする。
- 2 間接補助事業者は、
- 3 この協定は、間接補助事業者と販売事業者の売買契約を拘束するものではない。
- 4 間接補助事業者は、長野県産ペレットの購入先を変更するときは、遅滞なく補助事業者である飯田市（市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課）に連絡する。

間接補助事業者はこの協定の写しを補助事業者に提出する。

令和 年 月 日

間接補助事業者	住所	
	氏名	
販売事業者	住所	
	氏名	